

福島県建築物耐震改修計画評価委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は福島県建築物耐震改修計画評価委員会（以下「評価委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 一般社団法人福島県建築士事務所協会（以下「協会」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修計画について、所管行政庁等の依頼に応じて専門的観点のもとに審議を行い、その性能の評価を行う評価委員会を設置し、建築物の耐震性の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 評価委員会は委員長、副委員長、委員及び特別委員をもって構成する。

- 2 副委員長は委員長を補佐する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は協会会長が委嘱する。
- 4 特別委員は所管行政庁が指名する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 交代または増員による場合についても同様とする。

(招集)

第5条 評価委員会は委員長が招集する。

(定足数)

第6条 評価委員会は、その構成員（特別委員を除く。）の内、5名以上の出席をもって成立する。

- 2 書面その他により意見の開陳のあった委員は出席したものとみなすことができる。

(審査)

第7条 委員長は、耐震改修計画の的確な評価を行うため、副委員長及び委員の中から個

別案件ごとに担当主査及び担当者を指名し、審査させることができる。

(議決)

第8条 評価委員会の意見の議決は、出席した構成員の総意によることを原則とする。

2 議決が総意により得ないときは、その少数意見を付記するものとする。

(意見の通知)

第9条 協会は、評価委員会により耐震改修計画の評価に関する意見の議決が行われた場合、速やかにその内容を所管行政庁等に通知しなければならない。

(その他)

第10条 評価委員会の構成員は、審議の過程で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 評価委員会の庶務は協会が行う。

3 この要綱に定めるほか、評価委員会の運営等に関する必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成25年7月12日より施行する。